

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策国内制限措置

(1月18日午前6時から同月25日午前6時まで有効)

マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外、屋内を問わず着用義務(職場を含む)
夜間の外出禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・午後9時から午前5時までの間、外出は原則禁止(通勤、仕事上の移動、健康上の理由による移動、ひとりでのペットの散歩を目的とする外出は例外)
郡外・県外移動禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・アッティカ県のみ、郡ではなく、県外への移動禁止
集会、公的イベント、社交行事等 (屋内、屋外、公的、私的な場所を問わない)	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止
公共交通機関・タクシー・自家用車 ※出発点が基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・鉄道、メトロ、バス、長距離バス、観光バス、ケーブルカー等は乗客 65%まで ・自家用車・タクシー等は運転手含めて2人まで、未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外で、介助を要する者は付き添い1人まで可 ・4ドアトラック、営業等自家用兼用車、バン等は運転手含めて3人までで、未成年の子供が親と同乗する場合のみ人数制限の対象外 ・従業員の移動のための社用車等は乗員最大50%まで(雇用主の証明書等が必要で、職場からの・職場への移動に限られる) ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、同棲者(正式)の同乗はマスク着用義務の対象外 ・フェリーは乗客 50%、キャビン付きは 55%まで
エレベーター・エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な場合のみ使用し、乗員10%まで ・エスカレーターがある場合は、エレベーターは高齢者・障害者のみが使用可
公共サービス(役場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループの特別休暇等による保護に加え最大限のテレワークが義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制

	<ul style="list-style-type: none"> ・テレカンファレンス、テレ面接 ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護に加え、最大限のテレワークが義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く) ・ミーティング等は周囲と 1.5m 以上の間隔を保ち、7人まで
裁判所、検察庁、登記所等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・1 室に原則 15 人まで ・事務サービスは緊急案件・緊急時のみ、かつ予約制
病院・診療所等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・付き添い・訪問者は 1 人まで ・予定手術等は 80%減少(緊急手術を除く)
高齢者・ハイリスクグループ等の福祉施設、軍事施設	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問者禁止 ・高齢者センター(KAPI)の営業禁止 ・高齢者・障害者用デイケア・サポート等の民間サービスは営業禁止
学校等教育機関(幼稚園・塾等を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、小学校は感染対策を講じて登校による授業 ・中高、塾等はインターネット授業(登校禁止) ・高校の入試等、試験を一部例外的に許可
大学	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット授業(登校禁止) ・出頭による試験の禁止(一部例外あり) ・図書室等の運営禁止 ・講演会等の禁止
保育園等、幼児教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ・感染対策を講じて登校可
バー、ナイトクラブ等の娯楽センター、冠婚葬祭・イベント会場等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・店内の営業は禁止(ホテルは、宿泊客に関してのみ可能) ・デリバリー、テイクアウェイ、ドライブスルーは可(ただし、テイクアウェイ等はそれ自体を理由として外出してはならぬ)

	い(他の外出理由のついでに立ち寄るべきとされているため))
食料品店(スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ。ただし、レジ待ちでは2m 以上の間隔を保つ ・25 m²毎に 1 人まで ・営業時間は午前7時から午後8時までの間、可(宅配は午前1時まで)
小売店舗、ショッピングセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ。ただし、レジの列では2m 以上の間隔を保つ ・25m²毎に 1 人まで ・営業時間は午前7時から午後8時までの間 ・キオスクは24時間営業可
ライキ(朝市)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ ・出店数は50% ・店は互いに5m以上の間隔を保つ
理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m 以上の間隔を保つ ・100 m²までは 4 人まで、100 m²以上は追加的に25m²毎に 1 人ずつ ・予約制 ・待合室は禁止 ・営業時間は午前7時から午後8時までの間
教会等、宗教施設	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式等のための集会、個人の礼拝は可、施設内25 m²に1人、かつ最大50人までで、周囲と2m以上の間隔を保つ ・施設敷地外の行進による儀式は禁止
遺跡、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外・室内施設共に営業禁止
コンサート、演劇等の公演	<ul style="list-style-type: none"> ・禁止(無観客の放映は可)
映画館(屋外・室内含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止
番組撮影、映画等の収録	<ul style="list-style-type: none"> ・市民保護省からの許可が必要
児童遊戯場(室内)、児童公園等	<ul style="list-style-type: none"> ・営業禁止

スポーツ(競技、練習等) ※下記追加的措置に掲載: https://gga.gov.gr/component/content/article/278-covid/2981-covid19-sports .	・原則として競技、団体練習は禁止 ・屋外施設ではコーチを含む3人までのトレーニングのみ可 ・Super League、Basket League、Champions League & Europa League、国際競技は開催可(無観客) ・屋外スポーツ施設、公園等に留まることは禁止
スポーツジム	・営業禁止
カンファレンス・博覧会等	・禁止
動物園、植物園	・営業禁止
ロッタリー店、ゲームセンター、カジノ等	・営業禁止
スキー場、キャンプ場	・営業禁止

【共通事項】

- 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。
- 違反金に関しては、マスク着用義務、周囲と適した間隔(ほとんどの場合1.5m)を保つ義務、日中・夜間の外出制限・禁止、及び県・郡外移動禁止の違反については300ユーロ。その他規制の違反に関しては原則150ユーロ(個人の場合)。ただし、個人でも禁じられたイベント等を開催した場合は数千ユーロ以上となる。
- 高齢者福祉施設に関しては、利用者の健康状態は毎日監視・報告される。従業員は、5日間以上の休暇から復帰する場合、勤務再開48時間前以内のPCR検査受検義務を負う。4. 店舗等の営業時間には、準備や清掃等の時間は含まれない。
- クルーズ船の寄港は原則として禁止。クルーズ船を除くレジャー船、観光船等は寄港・出航禁止(緊急事態、給油・給水等は除く)。